６／２６　（金）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時　　６月２６日（金）１０時００分

発　表　項　目	**「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく新たな規制開始について** **～令和８年７月１日から５４市町村において規制を開始します～**
概　　要	**【ポイント】** **・道では既に規制を開始している１４市町村に加えて、令和８年７月１日から５４市町村において「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）に基づく規制を開始します。** **※　規制を開始する市町村は別紙の通りです。** ・許可に該当する案件については、申請書の提出先を各（総合）振興局建設指導課としていますが、一部の市町村においては業務を委託しています。委託した各市町村における受付窓口（提出先）はホームページでお知らせしています。 ・北海道の盛土規制法のホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/morido_kisei_top.htm
参　　考	・令和３年７月に静岡県熱海市で発生した大規模土石流災害を契機とし、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）として抜本的に改正され、宅地、森林、農地等の土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制する法令として施行されました。 ・規制予定区域については、市街地や集落などのエリアを「宅地造成等工事規制区域」、それ以外を「特定盛土等規制区域」として指定します。 ・規制が開始されると、「宅地造成等工事規制区域」内では500 ㎡を超える宅地造成や土石の一時堆積など一定の規模以上の盛土等を行う場合は許可を受ける必要があります。（「特定盛土等規制区域」では、3,000 ㎡を超える盛土などが許可対象。） ・他の市町村についても順次規制区域を指定し、令和10 年度に全道 179 市町村の規制区域の指定が完了する予定です。（政令市、中核市は各市が区域指定）

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付	北海道建設記者会

担　　当 （連絡先）	建設部まちづくり局 都市計画課 宅地係（担当者：藤井） ダイヤルイン　０１１－２０６－７４５２　内線　２９－６５８

規制を開始する市町村

別紙

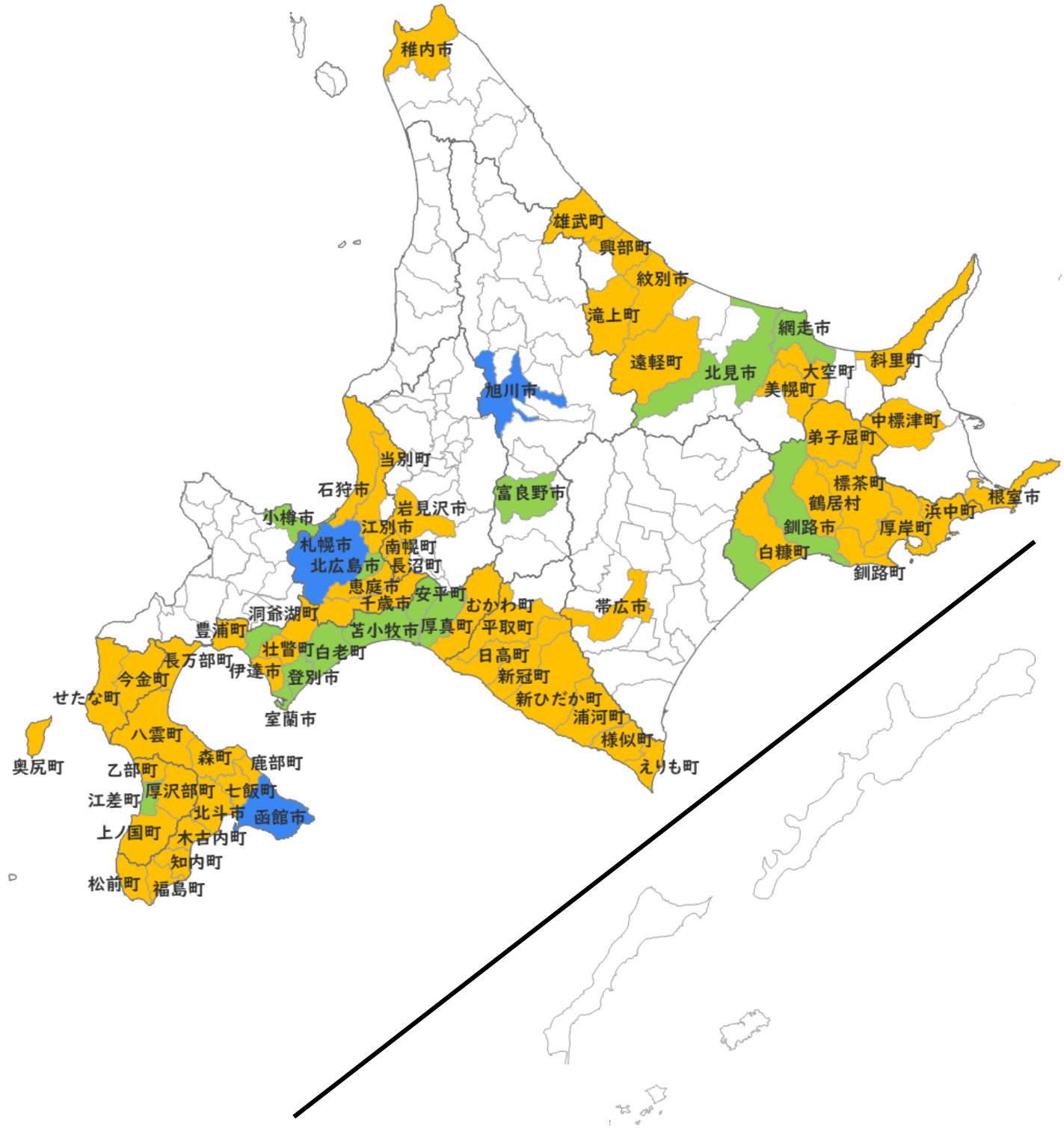

:令和8年7月1日から規制を開始する市町村

:令和7年度から規制を開始している市町村

:令和7年度から規制を開始している市町村（政令・中核市）